

令和8年 第1回 新富町農業委員会会議録

(令和8年1月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和8年 第1回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和8年1月28日(水)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和8年 1月28日 午後		2時00分		議長	
	閉会 令和8年 1月28日 午後		2時36分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	3番 山口 弘安 委員		4番 芳野 京子 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係 長	中谷 静江	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (6) 令和8年度農作業料金【参考】（案）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第5号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第6号 令和8年度農作業料金【参考】（案）について

議長 　ただ今から、令和8年第1回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　12月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 　（報告事項を報告）

議長 　この件について質問等はないですか。

議長 　それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、3番　山口弘安委員、4番　芳野京子委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 　それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字

■■■■■■■■■■の畑で7.92㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■■■■■■円の対価額は■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、申請地は自己所有の畑に隣接した農地で、道路から進入するのに必要な農地でした。また、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第1号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第1号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

現地調査資料の1ページをご覧ください。申請人は大字新田■■■の■■■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■■■で登記地目が畑、現況が宅地の579㎡になります。場所については、■地区集会所から南150mほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明)申請内容は牛舎となります。2ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。なお、本案件はすでに牛舎が建設されており追認事例

になります。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 6番 藤井貞敏委員

藤井 6番藤井が現地調査の報告をいたします。現地の方を今日確認しましたが、特別、排水の方は問題ないという状況でしたので、牛舎は建っておりましたが追認ということで問題ないと思います。以上です

議長 地元委員からは何かありますか。

猪俣 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

現地調査資料の3ページをご覧ください。申請人は大字下富田■■■の■■■■■さんです。申請地は大字下富田字■■■■■■■■の田662㎡及び■■■■■の畑122㎡で合計784㎡になります。場所については、■■■地区集会所から北に90mほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明)申請内容は農作業場及び農業機械置場となります。4ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第1種農地と判断しておりますが、農業用の施設として利用するという事で不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 13番 倉永英生委員

倉永 先程、事務局から説明がありましたように、申請された土地は農業用施設ということで、宅地に隣接する部分であります。問題ないと考えております。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

長友嘉 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。
現地調査資料の5ページをご覧ください。申請人はその2と同じく■■■■さんです。申請地は大字下富田字■■■■■■■■の畑で27㎡になります。場所については、先ほど説明しましたその2の隣接地になります。申請内容は住宅敷地となります。6ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第1種農地と判断しておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断いたしました。なお、既に住宅敷地として利用されているため、追認事例となります。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 13番 倉永英生委員

倉永 13番倉永が現地調査の報告をいたします。今、説明がありましたとおり、申請地については既に宅地として利用されておりました、面積も小さく宅地利用ということで問題ないと判断しております。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

長友嘉 ないです。

議長 ただ今、議案第2号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第2号について、承認される方の挙手を求めます。

譲受人が■■■■さん。所在が下富田■■■■で地目が田で面積が4,027 m²です。対価額が■■■■■■■■円の10aあたり■■■円で公告年月日が令和8年1月28日になります。これも前田委員との共同あっせんになります。以上です。

議長 　ただ今、議案第4号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

井崎 　2番の■■■■さんは東京の人ですかね。

事務局 　妹さんが東京の方で、■■■さん自体は町内です。

井崎 　水稻を作るんですかね。

事務局 　調べたら WCS を作ってらっしゃって、周りの田んぼを作っていてその隣を買うということです。

井崎 　実際言って、前うちの上の畑のところの状況を先月会議が終わった後に話をしている、契約を結んでいないからその自分のところの分はあれしていいんですかねと聞いていたら、草が茫々生えているという話を聞いたもんだから、そういう人がちゃんと管理ができるんだろうかというのが一番の疑問なんですよね。現在また草が生えていたって言うから。だから、上を管理が出来ないのにそういう風にしていると、あと観音山の下のところに自分所の田んぼを作った跡があるけど何もしていないですよ。だから本当にできるのかと疑問で。ペットフード作るとかなんとかと聞いていたのも一切動きがみられないという話なんで。ちゃんと作ってもらいたいと思います。

議長 　事務局を通じて指導をしてもらいますので。それでいいですかね。

井崎 　はい。お願いします。

議長 　ほかに質問はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。議案第4号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第4号については承認されました。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第58号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その1からその137まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の新田西地区ほか、個別案件で、賃貸借107件、使用貸借30件の合計137件になります。以上、説明とします。

議長 ただ今、議案第5号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

出口 賃借料の再設定というのは、貸付期間が終わったら機構が何かを通じてこのままでいいんですかって来るんですか。例えば、今1万円のところを次から1万5千円に上げるとか、5千円下げるとかそういう機構から借手側に、貸手側に値段変更の設定をしますと来るのかなど。自動継続になっているのか。

事務局 農地管理課に聞いてみないと。

出口 米が高くなったから上げるとか話を聞くので。

事務局 基本、この契約は農地管理課が借りる人、貸す人を紐づけて話し合った額を機構に上げるので、勝手に上げるという事はないですね。

猪俣 5年後に見直しが来ます。10年契約ですわ。5年後に今いう様に価格の変動があった時に賃料が1万円だったときに、今度、米が高くなり

ました。今言われたように5千円上げてくださいとか、5年見直しで中間管理機構から来るからですよ。トータルは10年契約で反1万円なら1万円ということですが、変更が出来ないことはないです。

出口 わかりました。聞かれたもんですから。

議長 ほかに質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第5号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第5号については承認されました。

議長 次に、議案第6号「令和8年度農作業料金について」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事務局から説明申し上げます。
令和8年度の農作業（参考）料金につきましては、先日、開催されました西都児湯農業委員会事務局長会議におきまして審議を行いました。審議には、尾鈴農業公社ほか国富町、JAはまゆう等の作業料金を参考に行いました。昨今の資材や物価の高騰や最低賃金の改定を考慮した結果、荒代や田植えなどを10%値上げした金額になりました。また、空中防除については水稻防除と畑作などのその他の防除と分けて記載いたしました。以上を踏まえて、令和8年度の新富町農作業料金を決定したいと思いますので審議をお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第6号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

猪俣 農作業賃金の話ですけど、西都児湯で決めたということですけど毎年話ですけど。宮崎の農業会議で年間の県内のトータルの標準を出

しますわ。そういう金額を見た時に西都児湯で川南の農業公社が入っていますので、町単で出すのも難しい。農業会議が出しているのは県内の平均値で出しているんですよ。1年間の各農業委員会の賃金が出ているんですよ。会議所の場合は、その賃金に完全に合わせる形にはならないのかなと。稲刈り賃金が宮崎関係になってくると最低でも2万円になっているからですよ。これをまた西都児湯となると川南が入ってくるから、毎年同じことを言うけどなかなか賃料が上げられないというのがあるし、町単で出しますということは言えないと。別途になっていますので、作業員関係、補助員関係以外にちょっと言ったら、農業委員会で出ている単価がありますわと言われる。それで、「お宅の田んぼは稲を刈ろうと思うけど半分倒れていますわ」とか、「水が溜まっていて刈れないですわ」とか言っても中々、農業者というかお願いする人がその分を見てちゃんと千円出すから刈ってくださいとか、向こうから打診してくれればいいけど、こっちが1万8千円だけど、すみませんお宅のは倒れているからこれに2千円プラスして2万円になりますわとは中々言えないんですよ。そういうのもあるからですよ。中々難しいところがあって、この金額で若干高ければいいかなあと思っても協議会の中で言うとそういう事ができないなと思うし、町単で出すのもなかなか難しいなあというのがあるからですよ。宮崎市の単価はすぐ出るから比較するとこちらは相当安いからですよ。だからそういうのも参考にとするんですけど。

事務局　今回、去年皆さんから意見があって、協議会の事務局の方に話をしました。そうしたら色々、材料を集めて下さって。今までは三股、尾鈴ぐらいだったんですよ。先ほど説明したJAはまゆう、延岡、国富も今回入っていますけど、作業料金を比較したんですよ。西都児湯が低い物もあるし、そこそこの物もあるし、西都児湯が低い物は最低から上げようというスタンスで協議してこの金額は色々見比べて遜色のない落としどころにしました。県内も結構バラバラで、高いところがあったり安いところがあったり、うちのこの金額より安いところもあったりするんですけど、大体見て国富に近いような感じにはなったという事です。いま、猪俣委員が言われたように条件でどうのこうのというのはあると思うんですけど、2行目に書いてありますので、ここで相手の方に説明していただければいいのかなと思います。言われたように水が溜まったり倒れていけばそれだけ手間暇が掛るということで、ここにも書いてあるとおり条件で上乘せをしてもらえないだろうかという話をしてもらえばという気がします。これはあくまでも参考ですので。8年度は

荒田耕起と畔ぬりと定置脱穀と稲わら梱包以外は全部上げています。

議長 ほかにはないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第6号については承認されました。したが
いまして、町ホームページ等により公表することといたします。

議長 以上で、令和8年1月28日開会の第1回新富町農業委員会定例総会
に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和8年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____